



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………(建設局道路管理部監察指導課)……………三
- 告示(選)
- 平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………七
- 平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………七
- 平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第百三十一号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………七
- 政治団体の届出……………七
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………八
- 政治団体の解散の届出……………〇
- 資金管理団体の指定の届出……………二
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………二
- 資金管理団体の取消しの届出……………三
- 告示(公)
- 警察署協議会委員の委嘱……………三

告示(文)

- 東京都懸垂電車運輸営業の一時休止……………三
- 告示
- 軽油引取税に係る特約業者の指定……………三
- ……………(主税局課税部課税指導課)……………三
- 土地区画整理審議会委員の選挙期日及び同選挙人名簿の縦覧……………(都市整備局市街地整備部管理課)……………三

告示

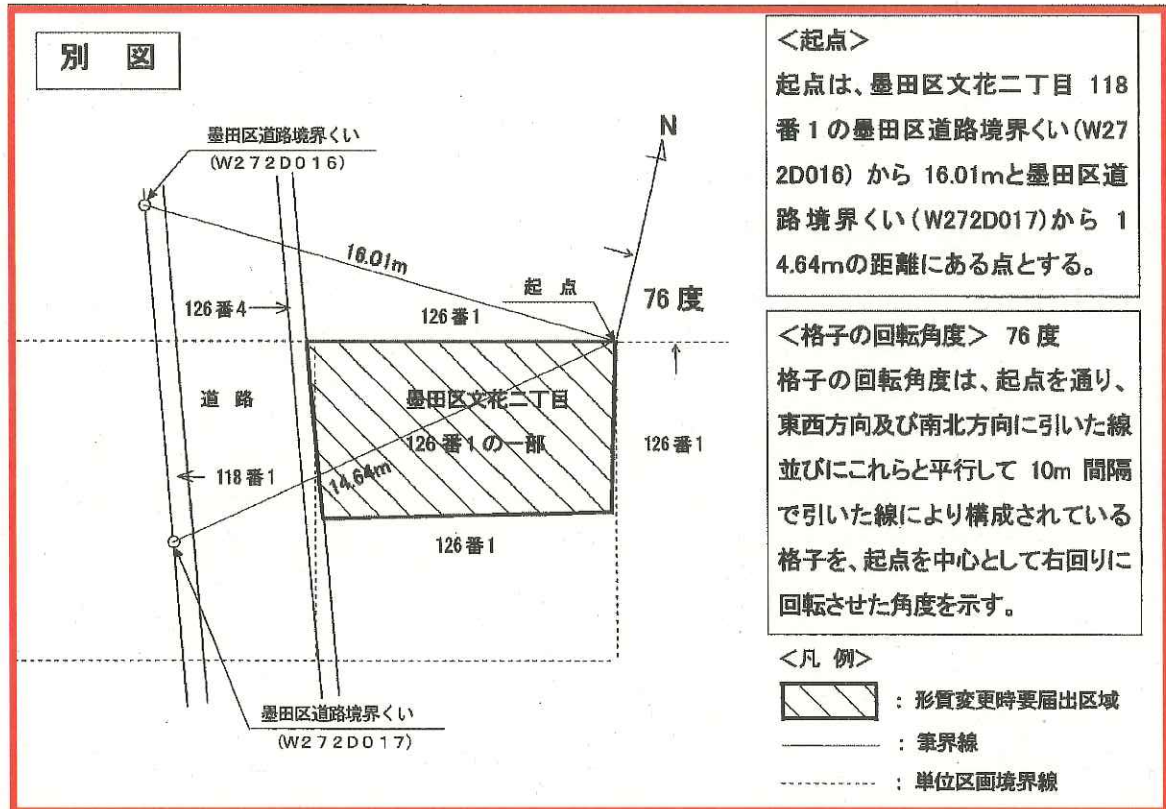
● 東京都告示第千六百四十八号
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月二十五日
 東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区文花二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物及びトリクロロエチレン

別図



<起点>
 起点は、墨田区文花二丁目 118番1の墨田区道路境界くい(W272D016)から16.01mと墨田区道路境界くい(W272D017)から14.64mの距離にある点とする。

<格子の回転角度> 76度
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>
 [Hatched Box] : 形質変更時要届出区域
 [Solid Line] : 境界線
 [Dashed Line] : 単位区画境界線

●東京都告示第千六百四十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月二十五日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区志茂三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物